

# 【 クレーン運転業務特別教育 】のご案内

一般社団法人 喜多方労働基準協会

労働者を危険有害な業務に従事させるときは、労働災害防止対策の基本からも必要最低限の安全教育として、事業主には【特別教育】が法律で義務付けられています。

労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第21条第1項の規定による、クレーン取扱い運転業務（つり上げ荷重5トン未満のクレーン）に従事する者は、安全衛生規則（第36条）に定められている『クレーン取扱い運転業務特別教育』を受講し、修了証を取得した者でなければなりません。

当協会では、標題の講習会を下記要項により開催致しますので、貴事業場の該当者に周知され、本機会を逃さず受講されますようご案内申し上げます。

## 記

- 日時 (1日目) 学科 令和6年 8月 9日 (金) 9:00~17:30 (8:50までご来場ください)  
(2日目) 学科 令和6年 8月10日 (土) 9:00~11:10  
実技 // 12:30~17:00
- 講習会場 (学科) 喜多方プラザ文化センター第3会議室 (喜多方市字押切二丁目1)  
(実技) 株式会社 レゾナック喜多方事業所
- 受講料等 (会員) 14,905円 (受講料13,200円+テキスト代1,705円) 消費税込  
(非会員) 16,005円 (受講料14,300円+テキスト代1,705円) 消費税込
- 教習科目及び時間

科 目	時 間
クレーン等に関する知識	3時間
原動機及び電気に関する知識	3時間
クレーン運転に必要な力学	2時間
関係法令	1時間
実技講習	4時間

- 修了証 所定の時間受講された方に、原則講習修了後交付します。
- 申込締切 7月29日(月)
- 定員 40名 (定員に達すれば期日前でも締切ります。電話でのご予約をお願いします)
- 申込方法 上記 締切日までに「申込書」・「受講料」を当協会まで下記①②③のいずれかの方法でお手続きください。  
① 当協会まで持参 ② 現金書留にて郵送 (申込書 同封) ③ 口座振込 (申込書 郵送)
- 申込先等 (申込先) 一般社団法人 喜多方労働基準協会 〒966-0896 喜多方市字諏訪 88-2  
TEL 0241-22-4146 FAX 0241-22-4143  
(振込先) 【東邦銀行 喜多方支店 普通預金 1350484】  
口座名義：(一社) 喜多方労働基準協会 (※振込手数料はご負担ください)
- その他
  - 遅刻・早退・途中退席は法定講習時間不足のため修了証の交付ができませんのでご注意ください。
  - キャンセルについて…… 8月2日(金)までのご連絡については、返金いたします。
  - 初日受付の際は、「受講票」および本人確認のための「運転免許証等」を提示してください。
  - 初日受付後、修了証用の写真撮影をしますので余裕を持ってご来場ください。
  - 実技講習は、ヘルメット、安全靴、作業服(長袖)、軍手を着用してください。

# クレーン運転業務特別教育 受講申込書

のりづけ

写真

2.5cm×3.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	交付年月日	※ 令和 年 月 日
現住所	〒			
勤務先事業場	所在地	〒		
	名称	電話 ( )	FAX ( )	
令和 年 月 日				
受講者氏名 _____				
電話番号 ( )				
一般社団法人 喜多方労働基準協会 殿				

◎ ※印の欄は記入しないでください。

◎ 氏名・生年月日・住所等は誤りのないよう、かい書で正確に記入してください。

## 【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報は、本講習会の的確な実施のためにのみ使用いたします。

本人確認

※